

2015年12月6日

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム

TPP と知的財産権侵害における損害賠償制度
—法定損害賠償・追加的損害賠償をめぐる検討を中心に—

主催 明治大学知的財産法政策研究所

文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成 23-27 年度）

「情報財の多元的価値と、創作・利用主体の役割を考慮した知的財産法体系の再構築」

主催者挨拶

高倉成男(明治大学法科大学院教授)

皆様、本日は、お休みのところ、このシンポジウムに足を運んでいただき、誠にありがとうございます。主催者を代表してご挨拶を申し上げます。

ご承知のとおり、環太平洋パートナーシップ、TPP がようやく合意に至り、先月 5 日にその合意案が公表されました。ここには我が国の制度や運用に影響を与える様々な条項が含まれておりますが、本日はその中で知的財産権侵害に関する損害賠償に関する条項に焦点を当てて議論をしていただき、できれば、政府・立法府に対して所要の提言を行うことができればと思っております。

TPP 合意は、商標権、著作権等の侵害に関し、法定損害賠償又は追加的損害賠償を選択的に実施することを参加国に求めております。日本もこれを実施しなくてはなりません。しかし、これはそう簡単な問題ではありません。この制度は損失の救済と侵害の抑止という 2 つの役割をもっているからです。これを民事と刑事を峻別する我が国の法体系の中でどう実施するか、言い換えれば、民事的救済の枠組みの中でどう実施するか。これは慎重な検討を要する問題です。

しかし、この問題は、TPP 合意をどう実施するかという問題として処理して終わってはなりません。グローバルイノベーションの時代における知的財産に関する損害賠償制度はどうあるべきかという長期的視野をもって取り組むべきであろうと考えております。さらに大きく言えば、いかなる国も自国の利益のみを考えて国内法制を設計することが難しくなっているグローバル化時代における国家の法の制定のプロセスはいかにあるべきかという、もっと大きく一般的な問題にも関連するテーマであろうとも思っております。

TPP 合意は、部分的に見れば不満な点は多々あっても全体として我が国の利益に適うと判断されれば、これを受け入れるということになるのですが、仮にそうであるとしても、合意の内容を子細にみていけば、各条項には、ある程度の柔軟性といえますか、解釈の余地が残されていると思われまますので、その根本のところの国際約束はこれをしっかり

遵守しつつ、その上で我が国として最も望ましい国内法の実施のあり方を具体的かつ長期的・大局的視野をもって検討していくこと—このことが各分野の専門家に期待されているところではなかろうかと思っております。

そのような考えを持って、本日のシンポジウムには、民法、知的財産法の研究者、実務家として活躍されておられる方々に集まっていただきました。緊急のよびかけであったにもかかわらず、こころよく引き受けてくださり、ありがとうございました。最後に、本日のシンポジウムが法定損害賠償又は追加的損害賠償の問題の所在を明らかにすると同時に、これを我が国の法体系の中に適切に受容していく上での示唆を与えてくれるものになることを期待して、私からの挨拶とさせていただきます。